

安全保障貿易管理

指針

私たちは、国際的な平和及び安全の維持は、企業活動にとっても不可欠であると認識し、自らの技術や製品の輸出が、通常兵器や大量破壊兵器（核兵器、化学兵器、生物兵器、ミサイル）の開発・製造等につながらぬよう、輸出管理の徹底に努めます。

私たちは、代表取締役社長を最高責任者とし、社内取締役全員で構成される輸出管理委員会が輸出管理における規定の下に、実務運営の中心的な役割を果たす内部監査室が、顧客審査や経済産業省に対する許認可申請を行います。輸出・技術提供されるものすべてに内部監査室の承認を必要とし、また各階層に合わせた輸出管理教育の実施、運用状況の監査も行っています。

具体的指針

- ① 私たちは、外国為替及び外国貿易法等輸出関連法規により規制されている貨物の輸出及び役務の提供について、外為法等を遵守の上これらを行います。
- ② 私たちは、外為法等により規制される貨物または技術は、全て輸出管理室の承認を必要と認識します。
- ③ 輸出前審査、輸出後の管理を確実にを行い、軍事用途懸念を防ぎます。

国内関連法令

外国為替及び外国貿易法、輸出貿易管理令、外国為替令

関連全社規程

就業規則、DMG 森精機輸出管理プログラム、DMG 森精機輸出管理プログラム施行細則